

## 平成 29 年度 シンボルマーク使用申請許可状況等について

## 1. 申請許可件数

申請件数：1 件

許可件数：1 件

## 2. 申請許可概要

## 【斜里通運株式会社】

○トレーラー荷台に「こはる麺」のシールと共に掲出

○使用期間：平成 30 年 3 月 7 日から 2 年間

○申請手数料及び協賛金：第 4 条第 1 項エのうち「特定の商品等の広報に使用」に該当するため、申請手数料 1 千円を徴収する。

## 知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定（抜粋）

## （申請者）

第 2 条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。

- （1） 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- （2） 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等
- （3） 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者
- （4） 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

## （使用媒体）

第 3 条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。

- （1） 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- （2） 農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- （3） ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- （4） 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

## （申請手数料および協賛金）

第 4 条 シンボルマークの使用を希望する者は、その使用目的や使用媒体に応じ、申請手数料および協賛金を地域連絡会議に提出すること。申請手数料と協賛金は以下のとおりとする。なお、新聞社等の報道機関が報道目的において使用する場合は申請不要とするが、後日使用状況等が分かる資料を管理運営部会まで送付すること。

(1) 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等

- ア. 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、無償とする。
- イ. 農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき1千円、広く当該団体等の商品に使用する場合は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。
- ウ. ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ. 商品や団体等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する場合は1商品につき1千円、広く当該団体等の広報に使用する場合は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(2) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等

斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者

- ア. 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、無償とする。
- イ. 農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき1千円、広く当該企業等の商品に使用する場合は1商品につき3千円の申請手数料を拠出すること。
- ウ. ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ. 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する際は1商品につき1千円、広く当該団体等の広報に使用する際は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(3) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、自らの商品等に使用を希望する者

- ア. 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として5万円を拠出すること。
- イ. 農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき申請手数料として1千円、協賛金として10万円、広く当該企業等の商品に使用する場合は1商品につき申請手数料として3千円、協賛金として50万円を拠出すること。
- ウ. ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ. 商品や企業の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する際は1商品につき申請手数料として1千円、協賛金として10万円、広く当該団体等の広報に使用する際は1団体につき申請手数料として3千円、協賛金として50万円を拠出すること。

(使用期限)

第5条 シンボルマークの使用許可期間は次の各号に掲げるいずれかの期間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

- (1) 第4条1項に該当する場合 5年
- (2) 第4条2項、3項に該当する場合 2年